

Information

インフォメーション

特設人権相談所開設について お知らせ

来る5月1日から7日までは「憲法週間」に当たりますので、その行事の一環として福島地方法務局いわき支局及びいわき人権擁護委員協議会が共催で左記のとおり特設人権相談所を開催いたします。

**自動車税の納期限は
5月31日（水）です**

自動車税の納税通知書は、5月10日ごろにお送りします。最寄りの金融機関又は郵便局で納期限までに納めてください。

なお、自動車税の領収証書には継続検査用の納税証明書がついていますので、車検証と一緒に大切に保管し、車検の際に使用してください。

また、身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳等を持っている方のために使用する自動車で、一定の要件に該当する場合には、申請により自動車税が減免されます。申請手続きは5月24日が期限になっていますので、お忘れにならないよう御注意願います。

申請手続き等、自動車税に関し御不明な点は福島県相双地方振興局県税部におたずねください。

■お問い合わせ先

福島県相双地方振興局県税部

☎ 0244-126-11127

◆日時 平成18年5月1日（月）
午前10時～午後3時

皆様、ご利用されますようお知らせいたします。

◆場所 広野町公民館
※相談は、人権擁護委員が無料でお受けし、秘密は固く守られます。

◆戦没者等のご遺族の皆様へ
戦没者等の遺族に対する特別弔慰金（第8回特別弔慰金）が支給されます。

◆支給の対象者 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金（第8回特別弔慰金）が支給されます。

◆請求期間 平成17年4月1日において、恩給法による公務扶助料や戦傷病者遺族等援護法による遺族年金等を受ける方（戦没者等の妻や父母等）がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人に特別弔慰金が支給されます。

◆支給内容 額面40万円、10年償還の記名国債

◆請求窓口 役場福祉環境グループ
福島県保健福祉部

☎ 0241-521-17166

◆お問い合わせ先 請求手続きなど、詳しくは

◆請求期間 平成20年3月31日まで

◆支給内容 額面40万円、10年償還の記名国債

◆請求窓口 役場福祉環境グループ
福島県保健福祉部

☎ 0241-521-17166

◆お問い合わせ先 請求手続きなど、詳しくは

◆請求期間 平成20年3月31日まで

◆支給内容 額面40万円、10年償還の記名国債

◆請求窓口 役場福祉環境グループ
福島県保健福祉部

☎ 0241-521-17166

◆お問い合わせ先 請求手続きなど、詳しくは

◆請求期間 平成20年3月31日まで

◆支給内容 額面40万円、10年償還の記名国債

◆請求窓口 役場福祉環境グループ
福島県保健福祉部

☎ 0241-521-17166

◆お問い合わせ先 請求手続きなど、詳しくは

◆請求期間 平成20年3月31日まで

◆支給内容 額面40万円、10年償還の記名国債

◆請求窓口 役場福祉環境グループ
福島県保健福祉部

☎ 0241-521-17166

◆お問い合わせ先 請求手続きなど、詳しくは

◆請求期間 平成20年3月31日まで

◆支給内容 額面40万円、10年償還の記名国債

◆請求窓口 役場福祉環境グループ
福島県保健福祉部

☎ 0241-521-17166

◆お問い合わせ先 請求手続きなど、詳しくは

◆請求期間 平成20年3月31日まで

◆支給内容 額面40万円、10年償還の記名国債

◆請求窓口 役場福祉環境グループ
福島県保健福祉部

☎ 0241-521-17166

年金制度が変わります

(ご参考)
年金は、納付した額の1・7倍以上となります。

基礎年金額の1/3（将来は1/2）は国庫負担です。今後も保険料の改定が予定されていますが、国庫負担であることで、若者であっても平均では納付した額の1・7倍以上の年金が受け取れる計算となります。

20歳以上の方は、学生であっても国民年金に加入しなければなりません。収入が少なく国民年金保険料の納付が困難な場合は、学生納付特例制度を申請すると保険料の納付が猶予されます。

また、30歳未満の方であって、本人と配偶者の収入が一定以下の場合に、申請により国民年金保険料の納付が猶予される若年者納付猶予制度があります。

これらの制度の申請を行わず、保険料が未納のままだと、不慮の事故等により障害が残ってしまった場合に、障害基礎年金等を受けることができなくなります。

手続きは簡単です。学生納付特例、若年者納付猶予制度は、市町村役場の国民年金担当窓口へ申請してください。

※学生の方は申請の際に学生証をご持参ください。
手続きは簡単です。学生納付特例、若年者納付猶予制度は、市町村役場の国民年金担当窓口へ申請してください。
手続きは簡単です。学生納付特例、若年者納付猶予制度は、市町村役場の国民年金担当窓口へ申請ください。

年金制度が改正されます

国民年金などの年金制度の改正が順次実施されることになっています。

平成18年4月から平成19年3月までは、次のとおりです。

国民年金保険料は、平成29年度まで毎年月額2,800円引き上げられ、最終的に月額1,6,900円となる

平成18年4月から平成19年3月までの国民年金保険料は、月2,800円引き上げされ、月額1,3,860円となります。

国民年金保険料は、平成29年度まで毎年月額2,800円引き上げられ、最終的に月額1,6,900円となる

平成18年4月から平成19年3月までの国民年金保険料は、月2,800円引き上げされ、月額1,3,860円となります。

国民年金保険料は、平成29年度まで毎年月額2,800円引き上げられ、最終的に月額1,6,900円となる

平成18年4月から平成19年3月までの国民年金保険料は、月2,800円引き上げされ、月額1,3,860円となります。

国民年金保険料は、平成29年度まで毎年月額2,800円引き上げられ、最終的に月額1,6,900円となる

平成18年4月から平成19年3月までの国民年金保険料は、月2,800円引き上げられ、月額1,3,860円となります。

年金料額が改正されます

国民年金などの年金制度の改正が順次実施されることになっています。

平成18年4月から平成19年3月までは、次のとおりです。

国民年金保険料は、平成29年度まで毎年月額2,800円引き上げられ、最終的に月額1,6,900円となる

平成18年4月から平成19年3月までの国民年金保険料は、月2,800円引き上げられ、月額1,3,860円となります。

国民年金保険料は、平成29年度まで毎年月額2,800円引き上げられ、最終的に月額1,6,900円となる

平成18年4月から平成19年3月までの国民年金保険料は、月2,800円引き上げられ、月額1,3,860円となります。

国民年金保険料は、平成29年度まで毎年月額2,800円引き上げられ、最終的に月額1,6,900円となる

平成18年4月から平成19年3月までの国民年金保険料は、月2,800円引き上げられ、月額1,3,860円となります。

国民年金保険料は、平成29年度まで毎年月額2,800円引き上げられ、最終的に月額1,6,900円となる

平成18年4月から平成19年3月までの国民年金保険料は、月2,800円引き上げられ、月額1,3,860円となります。

年金制度が変わります

(ご参考)
年金は、納付した額の1・7倍以上となります。

基礎年金額の1/3（将来は1/2）は国庫負担です。今後も保険料の改定が予定されていますが、国庫負担であることで、若者であっても平均では納付した額の1・7倍以上の年金が受け取れる計算となります。

20歳以上の方は、学生であっても国民年金に加入しなければなりません。収入が少なく国民年金保険料の納付が困難な場合は、学生納付特例制度を申請すると保険料の納付が猶予されます。

また、30歳未満の方であって、本人と配偶者の収入が一定以下の場合は、申請により国民年金保険料の納付が猶予されます。

これらの制度の申請を行わず、保険料が未納のままだと、不慮の事故等により障害が残ってしまった場合に、障害基礎年金等を受けることができなくなります。

手続きは簡単です。学生納付特例、若年者納付猶予制度は、市町村役場の国民年金担当窓口へ申請してください。

※学生の方は申請の際に学生証をご持参ください。
手続きは簡単です。学生納付特例、若年者納付猶予制度は、市町村役場の国民年金担当窓口へ申請してください。
手続きは簡単です。学生納付特例、若年者納付猶予制度は、市町村役場の国民年金担当窓口へ申請してください。
手続きは簡単です。学生納付特例、若年者納付猶予制度は、市町村役場の国民年金担当窓口へ申請してください。
手続きは簡単です。学生納付特例、若年者納付猶予制度は、市町村役場の国民年金担当窓口へ申請してください。
手続きは簡単です。学生納付特例、若年者納付猶予制度は、市町村役場の国民年金担当窓口へ申請ください。

年金料額が改正されます

国民年金などの年金制度の改正が順次実施されることになっています。

平成18年4月から平成19年3月までは、次のとおりです。

国民年金保険料は、平成29年度まで毎年月額2,800円引き上げられ、最終的に月額1,6,900円となる

平成18年4月から平成19年3月までの国民年金保険料は、月2,800円引き上げられ、月額1,3,860円となります。

国民年金保険料は、平成29年度まで毎年月額2,800円引き上げられ、最終的に月額1,6,900円となる

平成18年4月から平成19年3月までの国民年金保険料は、月2,800円引き上げられ、月額1,3,860円となります。

国民年金保険料は、平成29年度まで毎年月額2,800円引き上げられ、最終的に月額1,6,900円となる

平成18年4月から平成19年3月までの国民年金保険料は、月2,800円引き上げられ、月額1,3,860円となります。

国民年金保険料は、平成29年度まで毎年月額2,800円引き上げられ、最終的に月額1,6,900円となる

平成18年4月から平成19年3月までの国民年金保険料は、月2,800円引き上げられ、月額1,3,860円となります。

年金料額が改正されます

国民年金などの年金制度の改正が順次実施されることになっています。

平成18年